

議会だより



〔表紙写真〕

12月25日（月）本庁、健康センターにおいてせたな町産業担い手育成事業奨励金交付式が行われました。農業、水産、商工業部門から各2名が交付されました。

第4回定例会 P 2 ～ 7

一般質問 P 8 ～ 19

委員会レポート・臨時会 P 19 ～ 21

議会の動き・編集後記 P 22



第4回定例会

令和5年第4回定例会が12月14日から28日まで行われました。
補正予算、条例の改正等の議案審議を行い、ALPS処理水の海洋放出をただちに中止し、処理水削減の抜本的な対策を求める意見書を除き、全て原案可決となりました。
審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和5年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 (第7号)		4億3,491万円	96億553万2千円
特 別 会 計	国民健康保険事業(第2号)	405万8千円	12億2,643万6千円
	後期高齢者医療(第2号)	△ 368万3千円	1億6,241万2千円
	介護保険事業(第3号)	2,513万4千円	12億976万4千円
	介護サービス事業(第3号)	△ 65万7千円	6,951万円
	簡易水道事業(第3号)	230万3千円	3億3,803万円
	営農用水道等事業(第1号)	100万円	1,631万1千円
	公共下水道事業(第3号)	2万5千円	4億3,568万7千円
	漁業集落排水事業(第1号)	10万2千円	5,204万8千円
風力発電事業(第3号)		△ 1,464万5千円	3,550万円
病院事業会計(収益的収入及び支出)		△ 4,850万5千円	11億1,421万5千円
病 院 事 業 会 計	(収入)	60万2千円	2,433万9千円
	(資本的収入及び支出)	(支出) 120万1千円	4,753万4千円

補正の主な内容

- ◎一般会計補正予算(第7号)
物価高騰重点対策世帯支援
給付金や産業担い手育成事業
奨励金の追加などによる増
す。
- ◎国民健康保険事業特別会計
補正予算(第2号)
人事院勧告に伴う人件費の
精査や出産育児一時金の追加
などによる増です。
- ◎後期高齢者医療事業特別会
計補正予算(第2号)
後期高齢者医療広域連合納
付金の精査などによる減です。
- ◎介護保険事業特別会計補正
予算(第3号)
人事院勧告に伴う人件費の
精査などによる増です。
- ◎介護サービス事業特別会計
補正予算(第3号)
人事院勧告に伴う人件費の
精査などによる減です。
- ◎簡易水道事業特別会計補正
予算(第3号)
人事院勧告に伴う人件費の
精査などによる増です。
- ◎営農用水道等事業特別会計
補正予算(第1号)
施設改良費における修繕料
の追加による増です。
- ◎公共下水道事業特別会計補
正予算(第3号)
人事院勧告に伴う人件費の
精査による増です。
- ◎漁業集落排水事業特別会計
補正予算(第1号)
長期債利子の追加による増
です。
- ◎風力発電事業特別会計補正
予算(第3号)
洋上風力発電所の廃止に伴
う委託料などの減です。
- ◎病院事業会計補正予算
(第2号)
・収益的収入及び支出
人事院勧告に伴う人件費の
精査などによる減です。

・資本的収入及び支出
瀬棚診療所エアコン設置工
事などによる増です。

条 例

◎せたな町長等の給与等に関
する条例の一部を改正する
条例について
人事院勧告に基づく国家公
務員の給与改定に準じて、せ
たな町長等の期末手当を改正
するため、本条例の一部を改
正しました。

◎せたな町職員の給与に関す
る条例の一部を改正する条
例について
人事院勧告に基づく国家公
務員の給与改定に準じて、せ
たな町職員の給料月額等を改
正するため、本条例の一部を
改正しました。

◎せたな町税条例等の一部を
改正する条例について
督促手数料の廃止に伴う関
係条例の整備のため、本条例
の一部を改正しました。

◎せたな町総合福祉センター
条例等の一部を改正する条
例について
本町の公衆浴場入浴料金を
改定するため、本条例の一部
を改正しました。

◎せたな町特定教育・保育施
設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条
例について
特定教育保育施設及び特定
地域型保育事業並びに特定子
ども・子育て支援施設等の運
営に関する基準及び子ども・
子育て支援法施行規則の一部
を改正する内閣府令の施行に
より、特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営
に関する基準が改正されたこ
とから、所要な規定の整備を
図るため本条例の一部を改正
しました。

◎せたな町国民健康保険税
条例等の一部を改正する条
例について
地方税法施行令の一部を改
正する政令の施行に伴い、出

産する予定または出産した被
保険者に係る国民健康保険税
を減額するため、本条例の一
部を改正しました。

◎せたな町簡易水道事業の設
置等に関する条例について
地方公営企業法第2条第3
項及び地方公営企業法施行令
第1条第2項の規定により、
簡易水道事業に法第2条第2
項に規定する財務規定等を令
和6年4月1日から適用する
ため、本条例を制定しました。

◎せたな町下水道事業の設置
等に関する条例について
地方公営企業法第2条第3
項及び地方公営企業法施行令
第1条第2項の規定により、
下水道事業に法第2条第2項
に規定する財務規定等を令和
6年4月1日から適用するた
め、本条例を制定しました。

◎せたな町簡易水道事業の設
置等に関する条例及びせた
な町下水道事業の設置等に
関する条例の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例

について

令和6年4月1日より簡易
水道事業及び下水道事業に地
方公営企業法第2条第2項に
規定する財務規定等を適用す
ることにより、新たに制定さ
れるせたな町簡易水道事業の
設置等に関する条例及びせた
な町下水道事業の設置等に関
する条例の施行に伴い、関係
条例の一部改正及び廃止が必
要となることから本条例を制
定しました。

そ の 他

◎せたな町定住自立圏の形成
に関する協定の一部を変更
する協定の締結について
函館市との間において定住
自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定を締結す
るため、せたな町定住自立圏
形成協定の議決に関する条例
の規定により議決しました。

発 議

◎せたな町議会議員の議員報
酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例
について

人事院勧告に基づく国家公
務員の給与改定に準じて、議
員の期末手当を改正するため、
条例の一部を改正しました。

意 見 書

◎刑事訴訟法の再審規定の改
正を求める意見書

1 再審請求手続において捜
査機関が保管する全ての証
拠を開示すること。

2 再審開始決定に対する検
察官の不服申立てに制限を
加えること。

提出議員	熊野	主税議員
賛成議員	石原	広務議員
〃	福島	豊議員
〃	横山	一康議員
〃	吉田	実議員

※全会一致で意見書案は可決
されました。

◎令和6年度介護報酬の改定
にかかる基本報酬の大幅な
引き上げと介護従事者の処
遇改善を求める意見書

1 令和6年度介護報酬改定
において基本報酬の大幅な
引き上げを行うこと。

2 介護従事者の処遇改善に
ついては全ての介護従事者
の給与を全産業平均の水準
まで引き上げるよう処遇改
善策を講ずること。また現
行加算による引き上げでは、
利用者負担が増額となるた
め、負担増によりサービス
利用が制限されることのな
いよう対策を講ずること。

提出議員 横山 一康議員
賛成議員 石原 広務議員
" 福嶋 豊議員
" 熊野 主税議員
" 吉田 実議員

※全会一致で意見書案は可決
されました。

◎ALPS処理水の海洋放出
を直ちに中止し、処理水削
減の抜本的な対策を求める
意見書

岸田首相は8月、ALPS
処理水の海洋放出を開始し、
11月2日には3度目が実施さ
れました。ALPS処理水は、
東京電力福島第一原発事故に
よって発生し続けている放射
能汚染水を、「多核種除去設
備」(ALPS)によって処
理した水のことですが、処理
後の水にもトリチウム(放射
性水素)をはじめとした有害
核物質が含まれています。

岸田首相は、このALPS
処理水を今後30年にもわたつ
て海洋に放出することを、漁
業者らの反対の声を無視して
実施しました。

かつての政府と東電は、「関
係者の理解なしにいかなる処
分も行わない」との約束を漁
業者と交わしましたが、漁業
関係者は「海洋放出に反対で
あることはいささかも変わら
ない」と述べており、この約
束を反故にして海洋放出を行
うことは断じて許されるもの

ではありません。

ALPS処理水が増え続け
るのは、燃料デブリ(原子炉
内の溶けた燃料等が冷えて固
まったもの)のある建屋地下
に、地下水が流入するのを止
められていないからです。政
府と東電がいま優先して取り
組むべきことは、汚染水を固
定することやコンクリートに
よる広域遮水壁で地下水を完
全に止めることなど、地下水
流入・汚染水削減の抜本的対
策です。

海洋放出という安価な方法
に頼り切るのではなく、地下
水流入を食い止めることに着
手しなければ、汚染水は増え
続けます。

福島第一原発事故から12年
が経過した今も被害は続いて
います。いまだ多くの人びと
が故郷へ戻れず、被害者への
補償も十分に行われていませ
ん。

また農林水産業、観光業な
ど生業を取り戻す懸命の努力
が続けられています。復興
からはほど遠く、とりわけ漁
業の水揚げ量は原発事故前の

2割にとどまっています。ま
た、海洋放出にともなう中国
の日本からの海産物の禁輸は
漁業者に大きな打撃を与えて
いることは周知の事実です。

今も続く原発事故被害から
目を背け、ALPS処理水の
海洋放出を強行し、地元漁業
の復興を阻害することは断じ
て許されません。

よって政府は、ただちにA
LPS処理水の海洋放出を中
止すると共に処理水削減の抜
本的な対策を行うことを求め
ます。

提出議員 藤谷 容子議員
賛成議員 本多 浩議員

反対討論

私は反対の立場で討論をい
たします。意見書案にあると
おり地下水流入を止めること
こそが、これ以上処理水を増
やすことを止める最善の方法
だと私も思います。しかし現
状、地下水の流入は続いてお

梶田 道廣議員

賛成討論

り、既にある1千基以上のタ
ンクは満水状態である上、こ
れ以上増やすスペースがない
状態であり、これらの処理水
は今止めてもいずれ処理しな
ければならない問題として残
ります。処理水は、原子力規
制委員会の定める基準以下の
濃度であり、現在までの3回
の放出では全て基準以下であ
ります。中国による水産物輸
入停止問題も科学的根拠がな
く、世界の数多くの国々が処
理水放出を理解、容認してい
ることを思うとき、現在の処
理方法が妥当であると考え反
対の討論といたします。

本意見書案に賛成いたしま
す。賛成理由は次の7点であ
ります。

菅原 義幸議員

第1に政府の関係者の理解
なしにいかなる処分を行わな
いという約束も、東電のAL
PSで処理した水は敷地内の
タンクに貯蔵するという表明

も反故にしたことであります。

福島県の漁業者には事前説明がなく全漁連も明確に反対しています。海洋放出は原発事故からの復興の努力に打撃を与える仕打ちであります。

第2に、ALPS処理水は放射性物質を完全に除去できていないことであります。処理水からはヨウ素129、ストロンチウム90、炭素14、セシウム137などが検出されており、トリチウムに至っては放出基準の数倍から数十倍程度上回っています。タンクの中の処理水には全体の7割でトリチウム以外の放射性物質の基準を超える残留があると指摘されております。しかし政府は放出される放射性物質の総量すら明らかにしておりません。

第4に、各汚染物質は拡散ではなく局所に封じ込めることという原則に反していることです。せたと町議会では、過去に福島第1原発事故で発生した各汚染土を町内で受け入れないとした経過があります。海洋放出は各汚染物質の拡散にほかなりません。

第5に、満杯になり限界だとして海洋放出していることです。この主張は本意見書への反対理由の一つになっていますが、確たる安全補完策が2つあります。その1つは、汚染水を砂やセメントと混ぜ合わせてモルタル化し、半地下コンクリート製タンクへ流し込むモルタル固化案であります。もう1つは、大型で堅

第3に、通常運転の処理水とは全く異なる燃料デブリ由来の汚染水の海洋放出は世界で初めてなのに、十分な説明や外交的配慮を欠いたままに強行したことです。その結果、中国から日本の水産物の輸入が拒否され、当町のホタテ、ナマコの出荷にも影響が出て

良なタンクに長期保存し、半減期12年から3年のトリチウムの減水待つ大型タンク貯蔵品案です。この2案を検討し具体化を図るならば安易な海洋放出を回避することは可能であります。

第6に、汚染水が1日90トンも増加している原因は、燃

料レベルにある建屋地下に地下水や雨水が流入していることです。専門家が提唱する凍土壁のより広い長さ3.7キロを囲む広域遮断壁の設置という抜本策を早急に検討すべきです。

第7に、政府は国際原子力機関IAEAのお墨付きをもらったとしていますが、審査は設備の性能などの評価にすぎず海洋放出の代替案は検討されていません。決して日本政府の方針が推奨、承認されたものではありません。以上述べたとおり、ALPS処理水削減の抜本策を検討せずに安易に海洋放出することは直ちに中止しすべきであります。以上をもちまして賛成討論とします。

反対討論

熊野 主税議員

反対の討論をさせていたいただきます。福島県の復興を進めるにあたって汚染水をそのままにしておくことは現実的で

はなく、原子力規制委員会の確認と放射性物質を人間にとって安全に取り扱うための基準を定めることができる組織であるIAEA国際原子力機関の評価を受ける等、安全性を確保し処理水を放出すると理解しております。汚染水削減、被害者救済、風評被害はそれぞれ違った解決策が必要と考えます。

◎現行の健康保険証の存続を求める意見書
政府は本年6月、現行の健康保険証を来年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。

※賛成5 反対5の同数でしたが、議長裁決において意見書案は否決されました。

政府は、マイナンバーカードを持たない人のために発行する、健康保険の「資格確認書」の有効期間を1年から5年以内に延長することや本人の申請なしでも発行する方式を検討していますが、そうするくらいなら、申請手続きをせずに保険加入者に保険証を送る現行制度を存続すれば済む話です。

現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるはずのマイナンバーカードの取得が事実上義務化され、マイナンバ



ーカードを持たなければ保険診療の受診が困難になり、国民皆保険制度の根幹が破壊される恐れがあります。

現行の健康保険証の存続などを求める地方議会の意見書は、急速に増加し札幌市議会を始めとして全国100議会に達すると言われており、各種の世論調査においても現行健康保険証の存続を求める声は7割を超えています。

以上のことから政府に対し、来年秋以降も現行の健康保険証を存続させることを強く求めます。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 石原 広務議員

反対討論

熊野 主税議員

本意見書案についての反対の立場から討論いたします。9月の第3回定例会、健康保険証の存続とマイナンバーカードの一本化の中止を求める意見書案の提案のときにも、

マイナ保険証のメリットについて述べましたが、新たに消防庁は、令和6年度の重点取組事項で、マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化、円滑化に向けたシステム構築を挙げております。救急隊が救急業務において疾病者の情報をマイナ保険証によりいち早く知ることができ、救急搬送を迅速、円滑にできるようになります。このことからマイナンバーカードと健康保険証との紐づけは足踏みすることなく進めるべきとの思いから意見書案に反対いたします。

賛成討論

藤谷 容子議員

本意見書に賛成の立場で発言いたします。今、健康保険証の廃止を強行することは危険過ぎると思います。まずトラブルが続出しています。政府は今年12日に総点検をした結果を発表していますが、誤って登録されていた公的情報は

1万5,907件で、のうち健康保険証が8,695件と半数以上でした。そもそも今回の作業は、総点検と言いつながりながら対象を限定した不十分なものです。マイナンバーと紐づいた個人情報全てに登録の誤りがないかを調べたわけではありません。紐づける際の手順に間違いがあったことが判明した8,208万件だけが対象でした。調査対象にならなかった紐づけでも誤った情報が登録されていた事例が見つかっています。総点検とは別に厚生労働者がマイナ保険証を点検したところ住民基本台帳の氏名や住所と一致しないものが約139万件ありました。この確認作業は来年春頃までかかると言います。マイナカードの交付数は累計9,700万枚を超え、紐づけされた個人情報合計で数十億項目と見られます。数カ月の作業で点検し切れるものではありません。おぎなりの調査で保険証を廃止するのはあまりにも乱暴です。高齢者施設では、入居者のマイナカード

や暗証番号を預かって管理することへの不安が切実です。政府は暗証番号が不要な顔認証カードを発行するとしていますが、そのようなことをしなくても保険証をなくさなければ解決いたします。保険証廃止を強行することは障害者や高齢者の無保険者を作り出すことにつながります。保険証廃止を強行すること

反対討論

真柄 克紀議員

反対討論をさせていただきます。私はこの意見書案に反対の立場で討論させていただきます。日本の医療分野ばかりでなく、先ほど同僚議員も発言しましたが消防庁、あるいはその他のいろいろな関係、安全機関含めて、このデジタル化、思った以上のスピードで対応しなければ人口減にも対応できないということ

で作業が進んでいると思います。過去のデータを残し医師が薬剤情報や特定検診結果を共有すること。初めてかかる医療機関でも質の高い医療が受けられることになりました。確かに紙の保険証の不安があるとは言いがたながら、やはり勇気を持ってこの制度に進んでいかなければいつまでたつてもデジタルに対応できる社会形成は進まないと思います。そういう点から大変、考慮する場面もあるとは思いますが、勇気を持って医療データが見られる人たちの健康維持、病気の治癒のために関与できる手段として1番合理的に利用されるマイナンバー保険証にスムーズな切替え、大変大事なことでと思いますので、そのためにも紙保険証の存続ということは大変気持ちですが、勇気を持ってマイナンバーカードに移行することを主張いたしまして反対討論とさせていただきます。

賛成討論

石原 広務議員

賛成の立場で討論させていただきます。せたな町民、せたなの高齢者のためきちんとした説明もできないまま、賛成討論の中にある不安という言葉もきちんと高齢者にまだ理解ができてもらっていません。そういった意味で世論も含めせたな町民がきちんとした理解ができるまで、国にはもちろん町も率先して説明をする努力も欠いてしまう状況は、私としては絶対納得できるものではありません。よって、この意見書には賛成させていただきます。

反対討論

榎田 道廣議員

反対討論をさせていただきます。この問題は大変難しく国民の判断も2分するところだろうと、非常に大きな問題だと思っております。マイナ

カードにつきましては、これまでも数多くの誤入力などの問題が明らかになるなど、あつてはならない重大な事件だと思っております。同時に資格証明書と保険証の問題も国民の理解を十分に得ることができていないことも理解しております。このことから今回の意見書案は十分理解できるものではありませんが、世界に目を向けるとアメリカ、カナダ、EUをはじめとするヨーロッパ各国、アジアでも中国、韓国、台湾、フィリピンなど数多くの国が同様の制度を運用しております。こうした国々でも運用開始当初は当然幾多の問題があつたものと推察されます。私はこれまでに入力ミス等の幾多の問題が明らかにされたことが、考え方もかもしれませんけれどもある意味、今わかつたということ、今こうして調べているということ、入力し直しているということであればよかったのではないかと、うふうにも思っております。政府として、ほかの国々の問題点、

そして国内での課題の対策を重ねることで国民が安心して使えるものになると考えますので、紙の保険証の廃止とともに、マイナカードに一本化することが妥当ではないかというふうに思いますので本意見書案に反対をさせていただきます。

※賛成6、反対4で意見書案は可決されました。



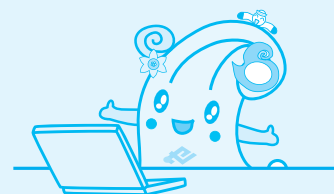
議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会で検索していただくことで、ご覧になれます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>

せたな町議会



一般質問



町長の動向について

いしはら ひろむ
石原 広務 議員



質問

①町長の出張や各行事への参加など町広報誌での町民周知をするべきと考えるが町長の見解を示してください。

②10月8日から15日のオセアニアへの海外視察の詳細を報告してください。

答弁 町長

①現在まで移動町長室や地区懇談会等でも、一度もこのような要望をいただいたことがございません。今後、町民の要望等を踏まえ検討したいと思っています。

②10月8日から10月15日までの海外視察については、令和5年度北海道町村会海外行政視察調査に檜山振興局管内7町を代表して参加したものです。また参加町村につきましては、北竜町長を団長とする

ほか9町の町長と北海道町村会事務局が随行し計13人で実施したものです。

視察の目的としては、オーストラリアにおける政治、経済情勢等に関する調査であり、視察場所はオーストラリアのニューサウスウェールズ州のシドニー、キャンベラ、ジャジーズベイ、ジェリンゴン、ウーロンゴンの各都市を視察しています。

再質問

移動町長室や町政懇談会でそういった事が一度も要望をいただいていないのを理由に、町長の動向を広報誌に載せな

いという事にはならないと考えますので、前向きな検討をしていただきたいと思います。オセアニアへの海外視察は、ただの海外旅行ではないのかという率直な声も出ています。この度の行政視察調査を踏まえ、町政に反映させる考え方があれば示して下さい。

再答弁 町長

出張、行事等への参加については、これはそれぞれの議会において町民の代表である議員の皆様方に報告をしているところです。さらに町民へということですが、先ほど答弁したように、そういった町民の声などを十分踏まえて検討をさせていただきますというふうに思います。

2点目の海外視察についてですが、これは北海道町村会の行政視察調査ということで参加をさせていただきました。すぐにこのせちな町で取り入れるという部分では難しいものもございますので、これらの視察を参考にして、せちな町で何ができるかということ

は、今後考えていかなければならないというふうに考えています。



日本一子育てしやすい町宣言について

質問

①町長が宣言した日本一子育てしやすい町宣言に対し、今までどのような政策を打ち出してきたのか伺います。

②その評価も示してください。

③今後どのような展開をされるのか考えがあれば伺います。

答弁 町長

①今までの取り組みとしては、不妊治療費への助成事業、出生祝金や高校生までの子ども医療費の全額助成、そして全国でも珍しい妊産婦医療費の一部助成をはじめとし、保育料や学校給食費の無償化など子育て家庭の負担軽減を図るだけではなく、平成30年度には、認定こども園を開設すると共に、子育て支援センターも併設し子育てについての相談や助言等を行うなど子育て支援の充実に取り組んでいます。

また小中学校におけるIC

Ｔ教育、ＡＬＴの配置による英語力のアップやスポーツ少年団や部活動に係る大会参加経費等の助成といった取り組みを行っています。

②評価については、令和元年度に子育て世帯に実施した世帯な子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査で教育、子育てのしやすさについて調査した結果、子育てしやすいと思うと、どちらかといえばそう思うと回答された方は50%を超えていました。実際、窓口での手続きの際に住民から大変喜びの声を頂戴しているところでございます。

③少子高齢化により児童数が減少する中、今後はより質の高い子育て支援等の充実に努めなければならないと考えています。これまで保健福祉課と町民児童課に分かれていた母子保健機能、児童福祉機能を統合した、こども家庭センターを令和7年度設置を目指し、

妊婦、子育て世帯、子どもへの支援を強化するため一体的に支援を行う組織体制の整備を進めていきたいと考えているところです。

再質問

子育てしている世帯が主たる対象になるかと思いますが、全町民に対して、改めてアンケートなどを取るべきと考えます。

そういった事も、少子化対策に取り組み、日本一子育てしやすい町として宣言している以上、今後も政策に取り入れる必要があると思いますがいかがですか。

再答弁 町長

少子化対策については、国においても様々な施策を展開しているという状況ですが、世帯な町では、いち早く政策的に取り組んで事業を展開してきたということです。

事業の性格からして即効性があるものではないですが、いずれ効果が出てくると思っています。

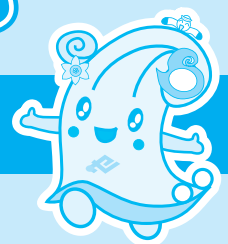
実際、子育てしている方へ話を聞く機会がございました。ほかの町で子育てしている兄弟がいるかたでしたが、世帯な町はいいなと、いろいろな子育て支援策が展開されているというお話をお聞きをいたしました。これまでの子育て支援事業が、住民の方にも受け入れられて認識されてきたなというふうに感じています。今後について子育てしている方々のご意見をさらに聞くべきというふうに思っています。これからこの第3期の子育て支援事業計画が策定されますが、ニーズ調査等もしっかり進めていきたいと思っています。



議会を傍聴しませんか

町政はあなたのために！！

お気軽においでください



分別ごみの扱いについて

質問

決算委員会の質疑で今回も取り上げましたが、缶類の分別ごみ（ピンクの専用袋）と燃えないごみ（黄色の専用袋）の処理を区別することなく破砕処理をしてきた事実を決算審査の質疑の中で副町長の答弁でようやく明らかにされました。

①町民に対する謝罪も含めた周知が遅れているのはなぜか。
②既に出回っている缶類の分別専用のごみ袋の扱いはどうするのかお知らせください。

答弁 町長

北部松山衛生センター組合におけるリサイクル事業についてですが、平成12年度に容器包装リサイクル法が施行され、一般家庭ごみとなって排出される商品の容器や包装を再資源化し、一般廃棄物の減量化により最終処分場延命化を図ることを目的に、平成12

年度にリサイクルセンター施設が整備されました。
回収した資源ごみで、缶類

以外はリサイクルセンターで選別、圧縮梱包し容器包装リサイクル協会へ引渡し再資源化となっています。

缶類については、リサイクルセンターが整備される以前から破砕処理施設で機械選別し資源化されていたことから新たにリサイクルセンターにおいて機械選別する設備を整備せず、建設コストの削減を図ったことから破砕処理施設で分別処理しているところ
です。衛生センター組合では、容器包装リサイクル法の趣旨と重要性を住民に広く認識していたため缶類を含む8品目を資源ごみの対象としたものであり、引き続き分別ごみの取扱いについては、現行のとおり衛生センター組合において実施していくこととしています。

再質問

リサイクル法があるから現行どおりとの答弁ですが、リサイクルに意識を持ち、専用のゴミ袋を買い分け、缶類に関しては、水洗いをして乾かして回収日に合わせて排出しています
が、燃えないごみと処理が一緒にされているとの認識を持っていない現状があります。専用のゴミ袋を買い分けている需要に應えるため、売る側は在庫として抱えています。そういった方々へも事実の周知、謝罪を含めた説明が必要と考えるがいかがですか。

再答弁 町長

今日は、せたな町長としての立場でお答えをするべき場だと思えます。ここでの衛生センター議会の組合長としての質問には、ご意見としては受け止めておきますが、お答えをする場ではないということです。

公職選挙法第199条2第1項の解釈について



質問

公職の候補者または候補者になろうとする者（公職に在る者を含む）の寄附は禁止されています。その内容は公職選挙法一九九条二の第一項で選挙区内の選挙民に対して議員あるいは長の立場で連帯保証人になる場合この法律がどのようにに解釈されるべきと判断されるのか選挙管理委員会委員長の判断を伺いたいと思います。

答弁 選挙管理委員長

公選法第一九九条二の第一項では公職の候補者となろう

まがら
真柄 克紀 議員

とする者及び公職者に在る者は当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならないとされています。同法で禁止されている寄附とは第二項において金銭物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費や会費その他債務上の供与としてなされる以外のものをいうと定義されています。

定義されている供与交付とは財産上の利益を相手に提供付与する一切の法律行為または事実行為を指します。

将来、金銭などの利益を授受すべき旨の合意を成立する約束も含まれます。

このことから、選挙民に対して当該選挙区の議員が金銭貸借及び土地建物等の賃貸契約の連帯保証人となるのは財

産上の利益の供与として公選法の寄附にあたり、公職の候補者等の寄附の禁止に抵触すると選挙管理委員会として解釈しています。

再質問

選挙区内の選挙民に対して当該選挙区の議員又は長が連帯保証人になるということは、公選法の寄附にあたるので違反行為であるという解釈であると理解してよろしいのでしょうか。

再答弁 選挙管理委員長

一回目の答弁は第一九九条の二第一項の法文解釈として答弁しました。再質問の公選法に違反するか否かにつきましては、具体的な啓発や警察の捜査などに基つき該当するか否か最終的に裁判所で判断されることになると考えています。当委員会においてはそのような権限を有していませんのでそれ以上の答弁は控えさせていただきますが、この件に関わる法的解釈については北海道選挙管理委員会に照

会し法解釈が一致していることを確認済であると申し上げます。

再々質問

法解釈が先ほど委員長が申された公選法第一九九条の第一項に抵触するという見解を確認させていただきました。

先の定例会等においてある議員自らその立場でこの連帯保証に対する発言がありました。連帯保証の行為は社会生活を営む上で何気なしに誰にでも発生しえる事案です。しかしそれはその事案が法的に制限を加えて公正な選挙のために措置された明確な規定がある以上、選挙民から疑念を持たれないよう法の遵守を議員の立場から自覚させていたできました。

来年度以降の地域産業の継続のための支援事業について

質問

当町の総人口は残念ながら昨年7千人を割り込みました。色々な問題点がその都度指摘されるが、事態に対して行政又議会の真剣度が問われると思っています。町長は令和2年度に行った各業種への支援事業の検証において、ますます進むであろう産業従事者の高齢化又担い手不足解消のため今後は国や道の補助を活用して支援を行いたいとしているが、この地域を現在のマwpwを極力減らすことなく主産業を死守していくためには、今にも増して当町独自の暖かく力強い支援が必須条件です。現時点で来年に向けてどのようなスタンスでいるのか伺います。

答弁 町長

産業を取り巻く状況の認識は全く同じであると考えており、大変厳しい環境にあると考えています。

これまで町としては産業担い手育成事業や産業等活性化補助事業、移住体験、農業研修住宅の整備等を関係機関と連携を図りながら対策を講じて参りました。

現在町は令和6年度に向けて各種産業において販売額等の向上へつながる支援策を検討しているところです。

国及び道の事業等も取り込みながら、町独自の支援策をしっかりと講じていくことを考えています。

再質問

令和6年度に向けて期待できるようなお話をいただきましたと思います。秋収穫後何名かの農家の皆様から49歳以下10%、39歳以下5%という農

再答弁 町長

農業関係の要望をいただいで検討し、他の産業振興についても、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

業人口構成の中で50代から70代が離農地をしっかりと抱え込まなければ荒廃はますます進んでいきます。私たちも力の限り守り続ける覚悟だが、町内には一次産業ばかりでなくDX、インボイス等の新しい制度の取り組みに大変苦慮しており、設備投資の負担が大変大きくなっています。

このような声を十分に聞き取っていただき、町の暖かい政策を心から期待している産業従事者の期待に対しスピード感をもって対応する事を求めます。

若松小学校跡地の利用計画について

質問

閉校した若松小学校の土地また建物については令和6年4月1日より教育財産から普通財産に引き継がれるということだが、今後のあり方、利用計画についてどのように検討されていますか。令和4年度の管理費は111万円ほどかかっています。

せきたな町の行政財産使用条例に準じて積算すると、1億8830万円と高い評価があると言われています。地域の皆様からいろいろな質問を受けていますが、今後のあり方について地域の皆様との情報交換、意見交換等がなされた経緯があるのか伺います。

答弁 町長

令和6年度より普通財産として町に引き継がれます。現時点で具体的な検討には入っていませんが、令和5年11月の若松地区での懇談会の中でも今後の活用についての質問がありました。それに対して

様々な意見を聞きながら民間活用も含めて検討していきたいと申し上げています。

今後役場内で活用方法の検討や地区の意向を確認しながら具体的に進めていきます。

再質問

今日まで比較的価値があり新しかった左股小学校、二股小学校、また津波で建て替えた太櫓小学校も地域との相談である程度話が進んでいた時期もあったが、結果的に地域の過疎化、高齢化の中で有効利用を見いだすことができず選挙会場や備置き場になっています。

若松小学校においてはこのような状態にいたらせないよう到大変価値のあるものであるから真剣にスピード感をもつて取り組むことを強く要望します。

再答弁 町長

指摘されたとおり建築年数も若く色々な利用が可能な施設

設であると町も認識しています。

指摘された全国の色々な民間活用、NPO法人の活動等も十分に研究しながら、各地においては十数年前には考えられなかったニーズも広がっているのでもともと調査を重ね進めていきたいと考えています。



この町にドッグランを

おおゆ 大湯 議員
みちさと 圓郷

質問



町にドックランを作ってほしいという事ではありませんが、町内を朝・夕、犬を連れて散歩している町民がいます。この町にも、ドックランを作ってほしいという町民もいます。町も前向きに考えていただけないでしょうか。

答弁 町長

町内では約260世帯、世帯数7%の方が犬を飼っており、質問のドッグランについて道内の設置状況を調べてみました。公設で設置している町村は少ないこと、ドッグラン単独での設置例は、ほとんどあ

りません。多くは民間の経営でありペットショップやドッグカフェ、キャンプ場、高速道路のサービスエリアなどベツト連れの集客を見込んだものが多く、設置場所も市街地ではなく郊外型の車で移動して使用するところがほとんどです。

公設でのドッグランの運営については、管理人は常駐せず利用者同士のマナーに依存し、愛犬家同士の交流が図れるメリットがありますが、それ以上に犬同士、犬と飼い主、飼い主同士のトラブルが多いということとで運営に大変苦労している状況です。こうしたことから公設で設置する場合は、衛生面やマナーの徹底、しっかりした管理体制が必要であることを考えると公設での設置はすぐにはできるものではないと判断をしています。

再質問

公設では無理でないかという答弁ですが、3区の愛犬家のグループの中で作りたいと手を挙げた時は相談に乗ってください。

再答弁 町長

愛犬家の皆さんからそうしたお話がありましたら、いろいろと相談に乗っていきたいと思います。



幼少期から英語に親しむ指導を

質問

日本人の英語能力は世界に比べると最下位クラスになったとテレビや新聞で報道されています。幼少のころから英語に触れ、こども園にいる子供達等に英語に慣れてほしいです。それには外国の保育士さんで、日本語を話さない時間を毎日何時間か経験してもらうことはできませんか。

答弁 教育長

小学生と中学生の英語の現状について説明します。

学校教育において、英語、外国語の位置づけは大変重要であり令和2年度の学習指導要領改訂で小学校3、4年生は外国語活動の授業が必修化、小学校5、6年生は英語として教科化しています。当町では小学校3、4年生には英語指導助手、これは町内の日本人の方です。そして5、6年生及び中学校には外国語指導助手、ALTと言われる外国人の方を2名派遣しており、

ここで英語に関する関心や語学力の向上が図られています。

また社会教育においては、外国語指導助手、外国人の方による小学3、4年生を対象に週一回、少年少女英会話教室を開催しています。

答弁 町長

幼少の頃から英語に慣れる教育に取り組むべきではないかという質問ですが、英語教育は、小学校入学前の5歳児を対象に英語に親しむという観点から月一回、教育委員会の外国語指導助手によるゲームなどを用いた英語教育を実施しています。保育士の資格を持った外国人の採用ですが、なかなか難しくそういった形での英語教育は現在のところ考えていません。

認定こども園での幼稚園教育では、まずは正しい日本語を話せる、書けるといったことを優先しており、小学校と連携しながら入学前の教育を実践しています。

再質問

私たちは中学校、高校と英語を6年間勉強しても全く話せない教育を受けてきました。そういうことの無いように、小さい時から耳慣れ出来るようにしていくと、小学校、中学校、高等学校と自然に馴染んでいくと思います。

町は外国人を教師として働いてもらうとお金がかかると思いますが、この町は英語を小さな時から指導している町と言われる町にしてほしいです。

再答弁 町長

これまで中学校から英語の教育が始まる状況でしたが、教育長の答弁のとおり小学校3、4年生の授業が必修化、小学校5、6年生は外国語として教科化されています。この部分で随分と英語教育が充実されたと考えています。ただまだ1、2年が外国語活動が必修化になっていません。これは文科省の指導方針と思いますが、英語教育は随分進んだと思います。

こども園の関係については、先ほども答弁したように保育士の資格を持った外国人は、なかなかいない状況です。それですぐにできるかということ、なかなか難しいです。現状は月一回の英語指導助手によるゲームなどを行っています。こうしたことを教育委員会と連携をしながら、これを増やしていけるのかどうか相談、検討していきます。



非核平和の町宣言を活かすとりくみを

ふじたに ようこ
藤谷 容子 議員



質問

せたな町は平成19年に非核平和の町宣言をしています。

「真の平和を実現することは、人類共通の願望である。世界の核をめぐる情勢は極めて緊迫の度を強め、核軍備増強、核配備により核戦争への不安は全世界の脅威となっている。私たちは世界唯一の核被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないよう平和を愛する全ての国の人々とともに、人類の安全と生存のために核兵器の廃絶を訴えるものである。持たず、作らず、持ち込ませずの非核3原則の堅持と、戦争の悲惨さを伝えると

ともに、自由で平和な社会と世界の恒久平和が達成されることを願い、ここに非核平和の町であることを宣言する」とあり、今の世界情勢から見ても素晴らしいものです。

この宣言を町内外に広くアピールするべきではないでしょうか。学校でも教えていただきたいです。

また、学校で平和を教える映画上映は出来ないでしょうか。

答弁 町長

この宣言の骨子の一つであります「自由で平和な社会と世界の恒久平和が達成されることを願い」という一文が、現在のロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの紛争状況をニュース等で見聞きしたとき、改めて平和というものが高く、とても大切なことだと痛感しているところで

す。

また、議員ご指摘のとおり、この宣言を町内外に知らしめることが大事な一步であると考えています。具体的方法については検討していきたいと考えています。

答弁 教育長

学校では社会科や国語科の教科書に記載された戦争や被爆に関する資料や文学品等の学習を基に、戦争や平和について、主体的に調べたり意見を交流したりする学習を行い、平和について自分の考えや理解を深めてもらうような学習を行っています。議員がおっしゃるように当町においても真の平和の実現を願う非核平和の町宣言をしているということ、各教科、道徳、総合的な学習の時間などで平和教育に関する題材を扱う際に、この宣言を使ってみてはどうかということを学校に提案したいと思います。

映画上映は、現在、教育課程が非常に密な状況にあり、新たな事業を組み込むことは

難しいということを学校とも確認していますのでご理解願います。

再質問

具体的にどのようにアピールするかということでは、例えば、役場に垂れ幕とか、内容を役場のロビーに掲示するとか、検討してみたいいただきたいです。

映画上映については、学校が難しければ、親子で一緒に見られる場を作っていただきたいと思います。

今のニュースを見ながら、子どもたちも、どうして世界は平和にならないのかと胸を痛めていることと思います。

日本の憲法が世界に広がれば戦争は起こらないし、せたな町のような宣言をする町が世界に広がっても、戦争はなくなると思います。いろいろ考えて、進めていっていただきたいです。

再答弁 町長

ただいまの議員の意見も参考にしながら、しっかり検討

させていただきたいと考えています。

再答弁 教育長

対象を広い範囲として社会教育として考えたいと思いますが、年間計画もありますし、映画の選定は慎重に進めなければなりません。内部で検討させていただきたいと思



空き缶のリサイクルについて

質問

分別した缶類が、燃えないごみと一緒に、衛生センターで処理されていることを知り、怒りとショックを感じています。今までの分別の努力、手間は無駄だったということです。すよね。ピンクの資源ごみ袋は売るべきでは無いと思います。速やかに町民に周知し、ピンクの袋は黄色の袋と同様に、燃えないごみとして回収するべきではないでしょうか。せとな町の町長の考えを聞かせて下さい。

回答 町長
リサイクルはされているのでピンクの袋は必要です。

再質問

今の状態が正常ではないことは分かっていると思います。分別されたままりサイクルされていくと思って、分けてきたのです。ピンクの袋がなければ、わざわざ買いに行くことだってあるわけです。そうやって手間をかけて分別しているのに、黄色の袋に入れても同じ、分別やりサイクルを本当に促進していこうと思ったら、今の状態を正常にしてください。いつまでに話し合いを持って、周知徹底していくのかお知らせ下さい。

再回答 町長

赤い袋を止めるというよりは、町民の皆さんにしっかりと、赤い袋に缶類を入れていただく、そういった方向に啓蒙するのがリサイクル法の趣旨に則っていると考えます。議員の意見も十分持つて衛生センター組合、それから衛生センター組合議会とも相談させていただきますが、趣旨は

この容器梱包リサイクル法に沿う形で、町民の皆さんの啓蒙を進めていくというのが前向きな形ではないかと考えています。

再々質問

私が以前住んでいたところは、「混ぜればごみ、分ければ資源」という言葉があり、分けて資源については、無料で回収されたので、ごみを減らそうと努力していました。この町でどうしたらいいか、考えていました。分けたものがその先で一緒にされたら、分けた意味がないじゃないですか。そのことの異常さに気づいていただきたい。正常に変えるよう努力していただきたいと思っています。

再々回答 町長

衛生センター事業に係ることでありますので、衛生センターに持ち帰って協議をしっかりとさせていただきたいと思っています。出来るだけ早くさせていただきます。

北檜山学童保育所の建て替えについて

質問

北檜山学童保育所は、入り口の戸が重く、ホールはタイルが剥がれてガムテープで補修され、隙間風や雪が入る状態で寒く、特にトイレは暗く寒いので使用を嫌がる子供もいると聞きました。体調を崩した子供が休める場所もないということですが。

学童保育所は、利用している子供たちにとって、第二の家とも言える「ただいま」と帰る場所です。少しでも早く建て替えるべきだと考えますが、どのような計画になっているのか、お聞かせください。

回答 町長

北檜山学童保育所は、青少年センターの施設を活用し、施設の老朽化は顕著であることから、早急に立て直しが必要であると考えています。

令和6年度予算において実施設計業務を予算計上して、令和7年度に建替工事を計画にするという考えです。

再質問

指導員の意見をしっかりと聞いて建て替えを行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

再回答 町長

設計するにあたりまして、関係する皆さんのご意見も頂戴しながらということになると思います。



敬老会、敬老祝い品の見直しについて

質問

敬老会の対象年齢が年々が上がると5年間新しい人は参加できませんが、どのようにお考えですか。

敬老祝い品が米寿で5千円分、白寿で1万円の商品券ですが、長寿のお祝いでありもう少し増やす検討をしていたきたいと思います。

答弁 町長

対象年齢については、引き上げを見合わせることで、本年同様の方を対象とします。敬老祝い品の交付については開始後まだ2年の事業で、これは町からの心ばかりのお祝いですのでご理解願います。

道の駅の機能拡充について

質問

町外の方にせきたな町をよく知ってもらい、町の物を購入してもらう場にしていくこと、また町内の人も利用できるような道の駅の機能拡充についてどのようにお考えですか。

また、せきたな町の道の駅にもドッグランを検討してはいかがでしょうか。

答弁 町長

せきたな観光協会と相談し、売店のレイアウトや商品内容の充実など少しでも集客数が増えるよう工夫しながら、現状の施設で当面運営していく考えです。

ドッグランの設置は難しいと考えています。



※藤谷議員の4、5項目の一般質問については、議会広報発行要領により、3項目以降200字以内に要約して掲載することとなっており、質問事項は本人が決定しております。

野生鳥獣の食害について

よしだ
吉田 実 議員



質問

エゾシカ、ヒグマを中心とする野生鳥獣の生息数、被害については近年増加しており、特に檜山管内では2021年度のエゾシカによる食害、2年で6倍の4800万円となっており、中でもせたな町内での被害が2510万円と5割を超えています。

2021年度檜山管内でシカの捕獲数が最多にも関わらず被害が増えているのは生息数が想定以上に増えていることを物語っています。また、農業者の高齢化による耕作放棄地の増加が重なり農作物被害は今後さらに深刻になるも

のと認識しているがこのことについての対策をどのように考えているか伺います。

答弁 町長

2021年度の檜山管内のエゾシカ捕獲数につきましては、許可捕獲と狩猟捕獲合わせまして549頭、そのうち当町においては許可187頭、狩猟4頭で議員承知のとおり管内で最多となっていますが、農業被害については2022年度2088万7千円となっており、2021年度より420万円ほど減少しました。このことは町が任命している有害鳥獣捕獲員による銃器やくくり罠での捕獲、さらには電子柵などの防除策の成果であると感じています。

このことからこれまで実施してきた対策を当面継続して様子を見ていきたいと考えています。

再質問

町のホームページに記載がある「せたな町鳥獣被害防止計画」の中に、「増加傾向にあるエゾシカを中心に、食肉等への有効活用や関連コスト等について先進事例の情報収集に努めながら、効果的の対策について検討する」と書いてありました。先ほどの答弁にある捕獲した191頭ものシカを有効活用していないとは考えにくいですが、いかがですか。

平成31年度からの「せたな町鳥獣被害防止計画」にも同様の記載があります。

再答弁 町長

現在、シカ、クマなどの農業被害ばかりではなく、人への被害というの大きなニュースとなっています。当町としましても令和6年度については力を入れて対策していくという状況になっています。

また、農作物被害についても同様に被害を減らす努力をしていくことになると思います。

そこで捕獲された鳥獣の利

用についてですが、当町は処理する施設は持ち合わせていません。捕獲した方が自主的に処理しているという状況となっています。ジビエとして利用するとなると色々な規制の中で難しい部分があります。が、狩猟されている皆さんとよく相談していきたいと考えています。

再々質問

私の周りのハンターも捕獲しても食べる分以外は埋めていると聞いています。理由は、とどめを刺して1時間以内に処理施設へ運ばないと引き取ってもらえないからとのこと

です。

一番近い処理施設でも森町のため間に合いません。町内にジビエ処理施設があれば、捕獲して食肉等に有効活用でき、ハンターの所得アップにもつながると思いますがいかがですか。

再々答弁 町長

ジビエ等の処理については、食品の衛生面からも色々と規

制があると伺っている。職人の確保や短時間での解体等このあたりをどのように解決するかということも、色々な問題がありますのでハンターの皆さんとよく相談して検討していきたいと考えています。

ヒグマ対策について

ほんだ
本多

ひろむ
浩 議員



質問

クマによる人的被害が増えています。全国で今年4月から11月末までに212人に達しており、道南でも2件報告されています。当町も過去の悲劇を繰り返さないためにも対策を講じなければなりません。

しかしながらヒグマを撃つ技量を持つハンターは高齢化しており、若手の育成が急がれます。次の3点について町長に伺います。

①町長は令和3年第2回定例会において、ハンターを公務員として雇用することについて前向きに検討したいと答弁

しました。現時点での進捗状況はどのようになっていますか。

②当町は令和6年度北海道のヒグマ対策残雪期の捕獲促進事業春季管理捕獲に参加しますか。事業概要はどのようになっていますか。

③ヒグマ駆除、巡回の出動要請に対し当町は出動賃金を北海道労務単価（通作業員）に準じているが、労力や危険に見合う報酬となっているか。

答弁 町長

①ハンター公務員については、1名を担当課に配置しています。そのほかに3名の町職員に協力をいただいています。

②春期管理捕獲については、町は実施する予定ですが、実施については北檜山有害鳥獣

駆除協力会及び瀬棚ハンタークラブと協議します。

事業概要については、人里への出没を抑制及び捕獲従事者の人材育成を図るため、残雪期である2月から5月にかけて銃器による捕獲を実施する内容となっており、これに対して北海道において捕獲を実施する市町村に出動や捕獲に要する経費などの財政支援を予定しています。

③ヒグマなどの野生鳥獣が人畜、農林水産物等に被害を与え、または与えると判断した場合や出沒、目撃情報があった場合など町からの要請により出動した有害鳥獣捕獲員に出動報償金を交付しています。労力や危険に見合う報酬となっているかですが、管内の状況を見ますとせたま町の出動報償金は高い状況であることから、出動単価については妥当であると判断しています。

せたま町農業の現状認識と「地域計画」の策定に向けた町の考え方について

よこやま
横山

かずやす
一康

議員



質問

本年策定された第2期せたま町農業振興ビジョンでは、せたま町農業の基本的な形ある水田農業を中心とした家族複合経営が農家戸数の減少や労働力確保が困難なことで崩れつつあることが指摘されています。

また、国からはこの先5年から10年後の地域の農地を誰が担っていくのかを地域での話し合いを通じ目標地図に整理していく「地域計画」の策定が令和7年3月までに求められています。

これらの課題解決には、農

家や農業団体、そして行政が連携し地域単位でしっかりと現状認識と議論をしていくことが不可欠で、その上で実効性のある地域計画の策定が必要だと思えます。以下の2点で町の考え方を伺います。

①当町の農業の現状認識について伺います。

②地域計画の策定は具体的にどのように進めるのか伺います。

答弁 町長

①当町農業の現状認識については横山議員と同様の認識で、担い手の不足、担い手の高齢化、経営規模の拡大が難しい状況の他、労働力不足も大きな課題となっています。

②地域計画の策定の具体的な

進め方については、今年度内に関係機関や農業者を集め協議の場を設置し、協議を開始します。同時に農業委員会による目標地図の作成を進め、令和6年度末までに地域計画を完成し、公告します。

地域計画策定にあたっては、地域での今後の農地の在り方等の話し合いが最重要と考えますので、町担当職員その他、農業委員会、JAなどの関係機関にも協力をいただき、地域での協議を進めていきます。

再質問

当町の農業は河川を利用した水田農業が一つの柱、もう一つは丘陵地を利用した酪農や畜産が主な農業形態です。

JAのせたな営農センターによると、販売額は大まかに稲作が1/3、酪農、生乳生産が1/3、その他畑作・施設園芸・肉牛1/3だそうです。稲作と生乳生産の生産量や販売額を5年前と比較すると徐々に低下している実態があります。

また、町が実施した農家への意向調査では46%の農家、

75戸の農家が後継者はいないと答えています。このような実態を考えるとこれまでより切迫した状況だと認識してギアを1段上げて農業施策を打っていかねばいけない時代に入っていると思いますが、

再答弁 町長

このままだと農業人口はますます減少傾向という一途をたどると危惧をしています。

いかにしてこの減少のスピードを和らげていくか、V字回復ということにはなりません。どこかで安定した数字に持つていくことができるかという努力は町としても大きな課題の一つと捉えています。

これらを打開するための方法としては、合併した新函館農業協同組合の営農センターの強化による指導、農家の皆さん方の経営力の強化、農地の基盤の整備も進めていかねばなりません。議員のそういった危機感を共有しながらこれからの農業政策をしっかりと考えていきたいと思いま

す。「地域計画」についても、これまでの「人・農地プラン」を基本とし現状に合わせ、しっかりとめ今後の町の農政の基本にしていきたいと考えています。

委員会レポート

総務厚生常任委員会

第7回

一、調査年月日

令和5年12月1日

二、調査項目

(1) 国保病院所管

・ 瀬棚診療所エアコン設置工事について調査しました。

(2) 町民児童課所管

・ 公衆浴場における入浴料金の改定について調査しました。

(3) 税務課・財政課・町民児童課所管

・ 町税等の督促手数料廃止について調査しました。

(4) 保健福祉課所管

・ 地域密着型小規模養護老人ホームせたな雅荘令和4年度決算について調査しました。

(5) まちづくり推進課所管

・ 地域間幹線系統維持費補助金（瀬棚線）について調査しました。

・ せたな町ふるさと応援寄附金推進事業について調査しました。

・ 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書の締結について調査しました。

・ 産業担い手育成事業について（商工分）調査しました。

・ 温泉ホテルきたひやまの経営状況について調査しました。

・ 重点対策加速化事業（脱炭素移行・再エネ推進交付金）について調査しました。

・ せたな町洋上風力発電所「風海鳥」の廃止について調査しました。

(6) まちづくり推進課・町民児童課・保健福祉課所管

・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について調査しました。

・ 子育て支援特別給付金事業について調査しました。

・ 介護・障がい施設等物価高

・ 騰対策支援金支給事業について調査しました。

・ 物価高騰重点対策世帯支援事業について調査しました。

(7) 総務課所管

・ 電算システム保守管理業務について調査しました。

・ 人事院勧告に伴う給与改定等について（令和5年度）調査しました。

令和6年

第1回

一、調査年月日

令和6年1月29日

二、調査項目

(1) まちづくり推進課所管

・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得者支援及び定額減税を補足する給付）について調査しました。

・ 行政情報発信用アプリ（LINE）気象情報連携機能の追加について調査しました。

(2) 総務課所管

・ 令和6年能登半島地震に係る災害義援金について調査しました。

・ 令和6年能登半島地震被災地（石川県珠洲市）に係る支援派遣体制について調査しました。

・ 令和6年能登半島地震に係る保健活動チーム派遣可能者（保健師）について調査しました。

第2回

一、調査年月日

令和6年2月19日

二、調査項目

(1) 財政課所管

・ 令和5年度普通交付税再算定について調査しました。

(2) 町民児童課所管

・ 北檜山学童保育所の施設整備について継続調査となりました。

・ 海岸漂着木等の除去について調査しました。

(3) 総務課所管

・ IRU設備の民間移行について調査しました。

・ 防災マップの更新について調査しました。

・ 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について調査しました。

(4) 保健福祉課所管

・ 指定管理者の指定について（せたな町障がい者グループホームのぞみ）について調査しました。

・ 患者輸送バスの運行について調査しました。

・ 第2期せたな町地域福祉計画・第2期せたな町成年後見制度利用促進基本計画について調査しました。

・ 第4次せたな町障がい者計画（基本計画・後期改訂版）第7期せたな町障がい福祉計画・第3期せたな町障がい児計画について調査しました。

・ せたな町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について調査しました。

(5) まちづくり推進課所管

・ 町勢要覧及び合併20周年記念誌作成業務について調査しました。

・ 次世代型店舗づくり事業補助金について調査しました。

・ さけ観察広場改修事業について調査しました。

・ 真駒内ダム公園キャンプ場青少年旅行村管理業務につ

いて調査しました。

・ 温泉ホテルきたひやまの経営状況及び指定管理料の追加について調査しました。

・ 温泉ホテルきたひやま長寿命化事業について調査しました。

・ 公共施設への太陽光発電導入可能性調査について調査しました。

・ せたな町基金条例の一部改正について調査しました。

産業教育常任委員会

第6回

一、調査年月日

令和5年11月15日

二、調査項目

(1) 教育委員会事務局所管

・ 瀬棚中学校の現状について調査しました。

・ 瀬棚小学校の現状について調査しました。

第7回

一、調査年月日

令和5年11月28日

二、調査項目

(1) 教育委員会事務局所管

・ 小中学校空調設備整備工事について調査しました。

(2) 建設水道課所管

・ 低気圧（暴風雨）による被害復旧について調査しました。

・ 簡易水道事業特別会計等の公営企業会計移行について調査しました。

(3) 農林水産課所管

・ 産業担い手育成事業（農林水産分）について調査しました。

・ 経営所得安定対策等推進事業について調査しました。

・ 農業センター土壌分析機器更新事業について調査しました。

・ トラウトサーモン海面養殖試験事業についてについて調査しました。

・ アワビ種苗大量斃死について調査しました。

・ サケの水揚げ状況について調査しました。

第8回

一、調査年月日

令和5年12月7日

二、調査項目

(1) まちづくり推進課・農林水産課所管

- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金畜産飼料高騰対策事業について調査しました。

令和6年

第1回

一、調査年月日

令和6年2月15日

二、調査項目

(1) 教育委員会事務局所管

- ・小学校修学旅行貸切バス支援事業について調査しました。

(2) 建設水道課所管

- ・町道の路線廃止について調査しました。
- ・緊急自然災害防止対策事業について調査しました。
- ・公共事業適正管理推進事業について調査しました。
- ・町営住宅長寿命化改善事業について調査しました。
- ・水道施設整備事業について調査しました。
- ・公共下水道事業について調査しました。

(3) 農林水産課所管

- ・スマート農業支援事業について調査しました。
- ・指定管理の指定について（米乾燥貯蔵施設）調査しました。
- ・指定管理の指定について（玄米ばら集出荷施設）調査しました。
- ・指定管理の指定について（町営牧場）調査しました。
- ・瀬棚地区営農飲雑用水施設整備事業調査計画業務について調査しました。
- ・東大里幹線排水路補修工事について調査しました。
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金について調査しました。
- ・漁船燃油高騰対策事業について調査しました。
- ・水産物生産向上事業について調査しました。
- ・トラウトサーモン海面養殖事業について調査しました。
- ・サケ定置網施設災害復旧費用助成金について調査しました。
- ・高性能林業機械導入支援事業について調査しました。

議会広報発行常任委員会

第7回

一、調査年月日

令和5年10月31日

二、調査項目

- ・議会広報73号のゲラ編集をしました。

特別委員会

『医療体制・新病院建設調査特別委員会』

第4回

一、調査年月日

令和5年12月4日

二、調査項目

- ・副委員長の辞任を許可しました。
- ・副委員長の互選を行い、石原広務委員が互選されました。

『決算審査特別委員会』

- ・一般会計のほか10特別会計等の決算は、決算審査特別委員会（横山一康委員長）を設置し、令和5年9月20日から令和6年2月5日まで延べ10

第2回

令和6年2月5日

◎一般会計補正予算（第9号）

- ・能登半島地震に係る職員の派遣旅費や災害義援金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加などによる増です。

◎せたな町手数料条例の一部を改正する条例について

- ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の施行により、新たに開始される戸籍及び除籍電子証明書の手数料に関する規定が追加されたことから本条例の一部を改正しました。

第7回

令和5年10月30日

◎一般会計補正予算（第6号）

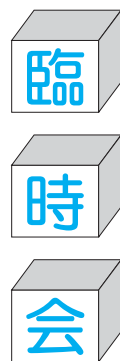
- ・令和5年10月6日の強風により被害を受けた各施設などの撤去にかかる費用の追加や、ふるさと応援寄附金の増加に伴う返礼品の追加などによる増です。

第1回

令和6年1月12日

◎一般会計補正予算（第8号）

- ・行政情報ネットワーク用光ケーブルの修繕や、大成中学校暖房改修工事の追加による増です。



議会の動き

◆ 10 月 ◆

- 2 日 第6回臨時会
- 4 日 檜山町村議会議長会臨時会
- 5 日 道南地区森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会現地研修会
- 16 日 渡島・檜山町村議長会議員研修会
- 17 日 北檜山地区敬老会
第2回檜山広域行政組合議会定例会
- 19 日 第29回「サケの上る森づくり」記念植樹祭
- 20 日 第6回総務厚生常任委員会
若松地区敬老会
- 30 日 第7回臨時会
決算審査特別委員会
- 31 日 第7回広報発行常任委員会

◆ 11 月 ◆

- 2 日 せたな町表彰式
- 6 日 決算審査特別委員会
- 9 日 決算審査特別委員会
- 10 日 決算審査特別委員会
- 11 日 丹羽・小倉山地区敬老会
- 15 日 第6回産業教育常任委員会
- 16 日 第1回北部桧山衛生センター組合議会最終処分地施設調査特別委員会
- 24 日 決算審査特別委員会
- 28 日 第7回産業教育常任委員会
- 29 日 全国議長大会（30日まで）

◆ 12 月 ◆

- 1 日 第7回総務厚生常任委員会
- 4 日 第4回医療体制・新病院建設調査特別委員会
- 7 日 第8回産業教育常任委員会
- 11 日 第7回議会運営委員会
- 14 日 第4回定例会（1日目）
- 15 日 第4回定例会（2日目）
第8回議会運営委員会
第9回議会運営委員会
- 20 日 第2回北部桧山衛生センター組合議会定例会
- 21 日 第4回定例会（3日目）
第10回議会運営委員会
- 25 日 せたな町産業担い手育成事業奨励金交付式
- 27 日 第11回議会運営委員会
- 28 日 第4回定例会（4日目）

◆ 1 月 ◆

- 3 日 大成消防団出初式
- 5 日 北檜山消防団出初式
瀬棚消防団出初式
- 9 日 せたな町新年交礼会
- 11 日 決算審査特別委員会
- 12 日 第1回臨時会
決算審査特別委員会
- 23 日 決算審査特別委員会
- 24 日 檜山町村議会議長会定例会（25日まで）
- 29 日 第1回総務厚生常任委員会

◆ 2 月 ◆

- 5 日 第2回臨時会
決算審査特別委員会
- 9 日 第1回全員協議会
- 14 日 第2回北部桧山衛生センター組合議会最終処分地施設調査特別委員会
第1回北部桧山衛生センター組合議会全員協議会
- 15 日 第1回産業教育常任委員会
- 19 日 第2回総務厚生常任委員会
- 21 日 せたな町教育・文化・スポーツ表彰式
- 22 日 第1回北部桧山衛生センター組合議会定例会
- 27 日 第1回広報発行常任委員会
- 29 日 第1回議会運営委員会
第3回総務厚生常任委員会
檜山町村議会議長会臨時会



この度の議会だよりの発行が遅くなった
ことに対し、お詫び申し上げます。

編集後記



2024年1月1日に石川県能登半島を震源とする規模な地震が発生しました。今回の地震でお亡くなりになった方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

せたな町にも大きな被害を与えた北海道南西沖地震の発生から30年が過ぎました。北海道は日本海沿岸の津波浸水想定を発表しており、その中で北海道南西沖地震より大きな地震、津波が今後発生するとされています。

なお、せたな町から町民の皆さんが災害時に適切に対応できるよう、災害時に危険区域や避難場所などを地図に示し、各種災害への備え等を掲載した「せたな町防災ハンドブック」がご家庭に配布されており、ご家庭に配布されているので改めてご一読していただければと思います。

（福嶋）

議会広報発行常任委員会

委員長	榎田 道廣
副委員長	石谷 容子
委員	福嶋 豊
委員	大熊 湯圓